

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品

(平成十六年四月一日)
(厚生労働省告示第百八十五号)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品を次のように定め、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品(昭和五十四年厚生省告示第百六十八号)は、廃止する。

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品

(平二七厚労告一四七・改称)

- 一 アクチノマイシンC及びその製剤
- 二 アクチノマイシンD及びその製剤
- 三 アクラルピシン、その塩類及びそれらの製剤
- 四 L-アスパラギンアミドヒドロラーゼ(別名L-アスパラギナーゼ)及びその製剤
- 五 (+)―(七S・九S)―九―アセチル―九―アミノ―七―〔(二―デオキシ―ベータ―D―エリスローペンントピラノシル)オキシ〕―七・八・九・一〇―テトラヒドロ―六・一―ジヒドロキシ―五・二―ナフタセンジオン(別名アムルピシン)、その塩類及びそれらの製剤
- 六 四―アミノ―一―アラビノフラノシル―二―オキソ―一・二―ジヒドロピリミジン(別名シタラビン)及びその製剤
- 七 N―〔四―〔二―(二―アミノ―四―オキソ―四・七―ジヒドロ―H―ピロロ〔二・三―d〕ピリミジン―五―イル)エチル〕ベンゾイル〕―L―グルタミン酸(別名ペメトレキセド)、その塩類及びそれらの製剤
- 八 五―アミノ―七―ヒドロキシ―トリアゾロピリミジン(別名ハ―アザグアニン)及びその製剤
- 九 (二R・三R・三aS・七R・八aS・九S・一〇aR・一―S・一―R・一―aR・一―bS・一―五S・一―八S・二―S・二―四S・二―六R・二―八R・二―九aS)―二―〔(二S)―三―アミノ―二―ヒドロキシプロピル〕―三―メトキシ―二―六―メチル―二〇・二―七―ジメチリデンヘキサコサヒドロ―一―・一―五―一―八・二―：二―四・二―八―トリエポキシ―七・九―エタノ―一―二・一―五―メタノ―九H・一―五H―フロ〔三・二―i〕フロ〔二′・三′：五・六〕ピラノ〔四・三―b〕〔一・四〕ジオキサシクロペンタコシン―五(四H)―オン(別名エリブリン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十 N―〔三―〔五―(二―アミノピリミジン―四―イル)―二―(一・一―ジメチルエチル)―一・三―チアゾール―四―イル)―二―フルオロフェニル〕―二・六―ジフルオロベンゼンスルホンアミド(別名ダブラフェニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 十一 一―〔(三R)―三―〔四―アミノ―三―(四―フェノキシフェニル)―一―H―ピラゾロ〔三・四―d〕ピリミジン―一―イル〕ピペリジン―一―イル〕プロパー―二―エン―一―オン(別名イブルチニブ)及びその製剤
- 十二 四―アミノ―一―ベータ―D―アラビノフラノシル―二(一H)―ピリミジノン 五′―(ナトリウム オクタデシル ホスファート)(別名シタラビン オクホスファート)及びその製剤
- 十三 二―アミノ―九―ベータ―D―アラビノフラノシル―六―メトキシ―九H―プリン(別名ネララビン)及びその製剤
- 十四 四―アミノ―一―ベータ―D―リボフラノシル―一・三・五―トリアジン―二(一H)―オン(別名アザシチジン)及びその製剤
- 十五 一―(四―アミノ―二―メチル―五―ピリミジニル)メチル―三―(ベータクロロエチル)―三―ニトロソ尿素(別名ニムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十六 四―アミノ―一―〇―メチル葉酸(別名メトトレキサート)及びその製剤(ただし、二・〇mg錠剤及び二・〇mgカプセル製剤であって関節リウマチ及び関節症状を伴う若年性特発性関節炎に用いられるものを除く。)
- 十七 アレムツズマブ及びその製剤
- 十八 二・二′―アンヒドロ―一―ベータ―D―アラビノフラノシルシトシン(別名アンシタビン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十九 N―イソプロピル―四―(二―メチルヒドラジノメチル)―ベンズアミド(別名プロカルバジン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十 イダルビシン、その塩類及びそれらの製剤
- 二十一 イピリムマブ及びその製剤
- 二十二 イブリツモマブ チウキセタン及びその製剤
- 二十三 イミノジプロピルジメタンスルホネート(別名インプロスルファン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十四 インターフェロン―アルファ及びその製剤(ただし、注射剤であって慢性B型肝炎、慢性C型肝炎又は慢性C型肝炎の進行による代償性肝硬変に用いられるものを除く。)
- 二十五 インターフェロン―ガンマ及びその製剤
- 二十六 インターフェロン―ベータ及びその製剤(ただし、注射剤であって慢性B型肝炎、慢性C型肝炎又は慢性C型肝炎の進行による代償性肝硬変に用いられるものを除く。)
- 二十七 一・三・五(一〇)―エストラトリエン―三・一―セーベータジオール―三―〔ビス―(二―クロロエチル)―カルバメート〕―一―セーリン酸エステル(別名リン酸エストラムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十八 N―(三―エチニルフェニル)―六・七―ビス(二―メトキシエトキシ)キナゾリン―四―アミン(別名エルロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十九 (一)―(五R・五aR・八aR・九S)―九―〔〔四・六―〇―(R)―エチリデン―ベータ―D―グルコピラノシル〕オキシ〕―五・八・八a・九―テトラヒドロ―五―(四―ヒドロキシ―三・五―ジメトキシフェニル)フロ〔三′・四′：六・七〕ナフト〔二・三―d〕―一・三―ジオキソール―六(五aH)―オン(別名エトボシド)及びその製剤
- 三十 九―エチル―六・六―ジメチル―八―〔四―(モルホリン―四―イル)ピペリジン―一―イル〕―一―オキソ―六・一―ジヒドロ―五H―ベンゾ〔b〕カルバゾール―三―カルボニトリル(別名アレクチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 三十一 一・一′―エチレンジ―四―イソブトキシカルボニルオキシメチル―三・五―ジオキソピペラジン(別名ソブゾキサン)及びその製剤
- 三十二 エピルビシン、その塩類及びそれらの製剤

- 三十三 塩化ラジウム(²²³Ra)及びその製剤
三十四 一—(五—オキソ—L—プロリル—L—ヒスチジル—L—トリプトフィル—L—セリル—L—チロシル—O—第三ブチル—D—セリル—L—ロイシル—L—アルギニル—L—プロリル)セミカルバジド(別名ゴセレリン)、その塩類及びそれらの製剤
三十五 五—オキソ—L—プロリル—L—ヒスチジル—L—トリプトフィル—L—セリル—L—チロシル—D—ロイシル—L—ロイシル—L—アルギニル—N—エチル—L—プロリンアミド(別名リユープロレリン)、その塩類及びそれらの製剤
三十六 オファツムマブ及びその製剤
三十七 カルチノフィリン及びその製剤
三十八 (+)—(ニS・三S)—一—ハ—カルボキシ—ニO—[N—(S)—一・ニ—ジカルボキシエチル]カルバモイルメチル—一—三—エチル—三・七・一—ニ—セ—テトラメチル—ハ—ビニルクロリン—ニ—プロパン酸(別名タラポルフィン)、その塩類及びそれらの製剤
三十九 乾燥BCG(膀胱^{ぼうこう}内用)及びその製剤
四十 クロモマイシンA₃及びその製剤
四十一 (±)—三—(ニ—クロロエチル)—ニ—[(ニ—クロロエチル)—アミノ]—テトラヒドロ—ニH—一・三・ニ—オキサザホスホリン—ニ—オキシド(別名イホスファミド)及びその製剤
四十二 四—{三—クロロ—四—[(シクロプロピルカルバモイル)アミノ]フェノキシ}—セ—メトキシキノリン—六—カルボキサミド(別名レンバチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
四十三 ニ—クロロ—ニ—一—デオキシアデノシン(別名クラドリビン)及びその製剤
四十四 ニ—クロロ—九—(ニ—デオキシ—ニフルオロ—ベター—D—アラビノフラノシル)—九H—プリン—六—アミン(別名クロファラビン)及びその製剤
四十五 四—{四—[三—(四—クロロ—三—トリフルオロメチルフェニル)ウレイド]フェノキシ}—N²—メチルピリジン—ニ—カルボキサミド(別名ソラフェニブ)、その塩類及びそれらの製剤
四十六 四—[四—({[四—クロロ—三—(トリフルオロメチル)フェニル]カルバモイル}アミノ)—三—フルオロフェノキシ]—N—メチルピリジン—ニ—カルボキサミド(別名レゴラフェニブ)及びその製剤
四十七 N—{三—[五—(四—クロロフェニル)—一—H—ピロロ[ニ・三—b]ピリジン—三—カルボニル)—ニ・四—ジフルオロフェニル}プロパン—一—スルホニアミド(別名ベムラフェニブ)及びその製剤
四十八 (ニE)—N—[四—(三—クロロ—四—フルオロアニリノ)—セ—{[(三S)—オキソラン—三—イル]オキシ}キナゾリン—六—イル]—四—(ジメチルアミノ)ブター—ニ—エナミド(別名アフアチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
四十九 N—(三—クロロ—四—フルオロフェニル)—セ—メトキシ—六—[三—(モルホリン—四—イル)プロポキシ]キナゾリン—四—アミン(別名ゲフィチニブ)及びその製剤
五十 N—{三—クロロ—四—[(三—フルオロベンジル)オキシ]フェニル}—六—[五—({[ニ—(メチルスルホニル)エチル]アミノ}メチル)フラン—ニ—イル]キナゾリン—四—アミン(別名ラバチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
五十一 五—クロロ—N²—{五—メチル—四—(ピペリジン—四—イル)—ニ—[(プロパン—ニ—イル)オキシ]フェニル}—N⁴—[ニ—(プロパン—ニ—イルスルホニル)フェニル]ピリミジン—ニ・四—ジアミン(別名セリチニブ)及びその製剤
五十二 N—(ニ—クロロ—六—メチルフェニル)—ニ—({六—[四—(ニ—ヒドロキシエチル)ピペラジン—一—イル]—ニ—メチルピリミジン—四—イル]アミノ)—一・三—チアゾール—五—カルボキサミド(別名ダサチニブ)及びその製剤
五十三 ゲムツズマブオゾガマイシン及びその製剤
五十四 コバルトプロトポルフイリン、その塩類及びそれらの製剤
五十五 酢酸—(一' R・六R・六aR・七R・一三S・一四S・一六R)—六'・八・一四—トリヒドロキシ—七'・九—ジメトキシ—四・一O・ニ—トリメチル—九—オキソ—三'・四'・六a・七・一ニ・一三・一四・一六—オクタヒドロ—ニ' H・六H—スピロ[六・一六—(エピチオプロパノオキシメタノ)—七・一三—エピミノベンゾ[四・五]アゾシノ[一・ニ—b][一・三]ジオキソロ[四・五—h]イソキノリン—ニO・一'—イソキノリン]—五—イル(別名トラベクテジン)及びその製剤
五十六 酢酸—七—(ピリジン—三—イル)アンドロスター—五・一六—ジェン—三ベター—イル(別名アピラテロン酢酸エステル)及びその製剤
五十七 ギルコマイシン及びその製剤
五十八 三酸化ヒ素及びその製剤(ただし、歯髄失活剤として用いられるものを除く。)
五十九 ニ・五—ジ—O—アセチル—D—グルカロー—一・四—六・三—ジラクトン(別名アセグラトン)及びその製剤
六十 四—{三—[四—シアノ—三—(トリフルオロメチル)フェニル]—五・五—ジメチル—四—オキソ—ニ—スルファニリデンイミダゾリジン—一—イル]—ニ—フルオロ—N—メチルベンズアミド(別名エンザルタミド)及びその製剤
六十一 (±)—N—[シアノ—三—(トリフルオロメチル)フェニル]—三—[(四—フルオロフェニル)スルホニル]—ニ—ヒドロキシ—ニ—メチルプロパンアミド(別名ピカルタミド)及びその製剤
六十二 N—[ニ—(ジエチルアミノ)エチル]—五—[Z]—(五—フルオロ—ニ—オキソ—一・ニ—ジヒドロ—三H—インドール—三—イリデン)メチル]—ニ・四—ジメチル—一—H—ピロール—三—カルボキサミド(別名スニチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
六十三 (+)—(四S)—四・一—ジエチル—四—ヒドロキシ—九—[(四—ピペリジノピペリジノ)カルボニルオキシ]—一—H—ピラノ[三'・四'：六・七]インドリジノ[一・ニ—b]キノリン—三・一四(四H・一ニH)—ジオン(別名イリノテカン)、その塩類及びそれらの製剤
六十四 N—(三—{三—シクロプロピル—五—[(ニ—フルオロ—四—ヨロドフェニル)アミノ]—六・八—ジメチル—ニ・四・七—トリオキソ—三・四・六・七—テトラヒドロピリド[四・三—d]ピリミジン—(ニH)—イル]フェニル]アセトアミド(別名トラメチニブ)及びその製剤
六十五 (SP—四—ニ)—[(一R・二R)—シクロヘキサノ—一・ニ—ジアミン—κN・κN'] [エタンジオアト(ニ)—κO¹・κO²]白金(別名オキサリプラチン)及びその製剤

六十六 (SP—四—二)—〔(—R・ニR)—シクロヘキサノー—・ニ—ジアミン—N・N'〕ビス(テトラ
デカノアト—0)白金(別名ミリプラチン)及びその製剤

六十七 (三R)—三—シクロペンチル—三—〔四—(七H—ピロロ〔二・三—d〕ピリミジン—四—イ
ル)—H—ピラゾール——イル〕プロパンニトリル(別名ルキソリチニブ)、その塩類及びそれら
の製剤

六十八 (±)——・—ジクロロ—二—(オルト—クロロフェニル)—二—(パラ—クロロフェニル)—
エタン(別名ミトタン)及びその製剤

六十九 六—七—ジクロロ—一・五—ジヒドロイミダゾ〔二・—b〕キナゾリン—二(三H)—オン(別
名アナグレリド)、その塩類及びそれらの製剤

七十 三—〔(—R)——(二・六—ジクロロ—三—フルオロフェニル)エトキシ〕—五—〔—(ピペ
リジン—四—イル)—H—ピラゾール—四—イル〕ピリジン—二—アミン(別名クリゾチニブ)及び
その製剤

七十一 四—〔(二・四—ジクロロ—五—メトキシフェニル)アミノ〕—六—メトキシ—七—〔三—(四
—メチルピペラジン——イル)プロピルオキシ〕キノリン—三—カルボニトリル(別名ボスチニブ)
及びその製剤

七十二 シス—ジアンミングリコラト白金(別名ネダプラチン)及びその製剤

七十三 シス—ジアンミン(一・—シクロブタンジカルボキシラト)白金(別名カルボプラチン)及び
その製剤

七十四 シス—ジアンミンジクロロ白金(別名シスプラチン)及びその製剤

七十五 ジノスタチン スチマラマー及びその製剤

七十六 一・四—ジヒドロキシ—五・八—ビス〔〔二—〔(二—ヒドロキシエチル)アミノ〕エチル〕
アミノ〕アントラキノ(別名ミトキサントロン)、その塩類及びそれらの製剤

七十七 (E)—六—(一・三—ジヒドロ—四—ヒドロキシ—六—メトキシ—七—メチル—三—オキソ—
五—イソベンゾフラニル)—四—メチル—四—ヘキセン酸 ニ—(四—モルホリニル)エチルエステル
(別名ミコフェノール酸モフェチル)及びその製剤

七十八 一・六—ジブromo—一・六—ジデオキシ—D—マンニトール(別名ミトブロニトール)及びその
製剤

七十九 ジメタンスルホキシブタン(別名ブスルファン)及びその製剤

八十 N—(二—〔〔二—(ジメチルアミノ)エチル〕 (メチル)アミノ〕—四—メトキシ—五—〔〔四
—(—メチル—H—インドール—三—イル)ピリミジン—二—イル〕アミノ〕フェニル)プロパー
ニ—エンアミド(別名オシメルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

八十一 (+)—(四S)—〇—〔(ジメチルアミノ)メチル〕—四—エチル—四・九—ジヒドロキシ—
H—ピラノ〔三'・四'・六'・七〕インドリジノ〔一・二—b〕キノリン—三・—四(四H・—二
H)—ジオン(別名ノギテカン)、その塩類及びそれらの製剤

八十二 五—〔〔四—〔(二・三—ジメチル—二H—インダゾール—六—イル) (メチル)アミノ〕ピリミ
ジン—二—イル〕アミノ〕—二—メチルベンゼンスルホンアミド(別名パゾパニブ)、その塩類及びそ
れらの製剤

八十三 (二R・三S)—三—(一・—ジメチルエチル)オキシカルボニルアミノ—二—ヒドロキシ—三
—フェニルプロパン酸(—S・二S・三R・四S・五R・七S・八S・—OR・—三S)—四—アセトキシ—
ニ—ベンゾイルオキシ—五・二〇—エポキシ——ヒドロキシ—七・—〇—ジメトキシ—九—オキ
ソタキス——エン—三—イル(別名カバジタキセル)及びその製剤

八十四 五—(三・三—ジメチル——トリアゼノ)—イミダゾール—四—カルボキサミド(別名ダカル
バジン)及びその製剤

八十五 (二E・四E・六E・八E)—三・七—ジメチル—九—(二・六・六—トリメチル——シクロヘ
キセン——イル)—二・四・六・八—ノナテトラエン酸(別名トレチノイン)及びその製剤

八十六 水銀ヘマトポルフィリン、その塩類及びそれらの製剤

八十七 セツキシマブ及びその製剤

八十八 セルモロイキン及びその製剤

八十九 ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤

九十 (+)—二'—デオキシ—二'・二'—ジフルオロシチジン(別名ゲムシタビン)、その塩類及び
それらの製剤

九十一 二'—デオキシ—五—(トリフルオロメチル)ウリジン(別名トリフルリジン)及びその製剤

九十二 五'—デオキシ—五—フルオロウリジン(別名ドキシフルリジン)及びその製剤

九十三 (R)—三—(二—デオキシ—ベター—D—エリスロ—ペントフラノシル)—三・六・七・八—テ
トラヒドロイミダゾ〔四・五—d〕〔一・三〕ジアゼピン—八—オール(別名ペントスタチン)及びそ
の製剤

九十四 (+)——(五—デオキシ—ベター—D—リボフラノシル)—五—フルオロ—一・ニ—ジヒドロ
—二—オキソ—四—ピリミジナルバミン酸 ペンチルエステル(別名カペシタビン)及びその製剤

九十五 二—デオキシ—二—(三—メチル—三—ニトロソウレイド)—D—グルコピラノース(別名スト
レプトゾシン)及びその製剤

九十六 N—デスアセチル—N—メチル—コルヒチン(別名デメコルチン)及びその製剤

九十七 テセロイキン及びその製剤

九十八 四—〔(五・六・七・八—テトラヒドロ—五・五・八・八—テトラメチル—二—ナフチル)カ
ルバモイル〕安息香酸(別名タミバロテン)、その塩類及びそれらの製剤

九十九 —(二—テトラヒドロフリル)—五—フルオルウラシル並びにその製剤及び配合剤(テガフ—
ル・ギメスタット・オタスタットカリウムに限る。)

百 ドキソルビシン、その塩類及びそれらの製剤

百一 ドセタキセル及びその製剤

百二 トラスツズマブ及びその製剤

百三 トラスツズマブ エムタンシン及びその製剤

百四 トリエチレンチオホスホルアミド及びその製剤

百五 トリス—(ベタークロロエチル)—アミン、その塩類及びそれらの製剤

百六 ニボルマブ及びその製剤

百七 ネオカルチノスタチン及びその製剤

百八 パクリタキセル及びその製剤
 百九 パニツムマブ及びその製剤
 百十 パラー〔ビスー(ベータクロロエチル)ーアミノ〕ーLーフェニルアラニン(別名メルファラン)及びその製剤
 百十一 ニ・五ービスー(ーアジリジニル)ー三ー(ニーカルバモイルオキシーーメトキシエチル)ー六ーメチルベンゾキノ(別名カルボコン)及びその製剤
 百十二 四ー〔五ー〔ビス(ニークロロエチル)アミノ〕ーーメチルーHーベンゾイミダゾールーニール〕ブタン酸(別名ベンダムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
 百十三 ー・三ービス(ニークロロエチル)ーーニトロソ尿素(別名カルムスチン)及びその製剤
 百十四 ー・四ービスー(三ーブロムプロピオニル)ーピペラジン(別名ピポブロマン)及びその製剤
 百十五 NーNービスー(ベータクロロエチル)ーNープロピレンーリン酸エステルージアミド(別名サイクロホスファミド)及びその製剤
 百十六 ヒドロキシ尿素(別名ヒドロキシカルバミド)及びその製剤
 百十七 (ニE)ーNーヒドロキシー三ー〔四ー(〔ニー(ニーメチルーHーインドールー三ーイル)エチル〕アミノ)メチル)フェニル〕プロプーニーエンアミド(別名パノビノスタット)、その塩類及びそれらの製剤
 百十八 ビノレルビン、その塩類及びそれらの製剤
 百十九 ピラルビシン、その塩類及びそれらの製剤
 百二十 ピンクリスチン、その塩類及びそれらの製剤
 百二十一 ビンデシン、その塩類及びそれらの製剤
 百二十二 ビンブラスチン、その塩類及びそれらの製剤
 百二十三 五ーフルオロウラシル(別名フルオロウラシル)及びその製剤
 百二十四 (+)ーニーフルオロー九ー(五ー0ーフオスフオノーベーターDーアラビノフラノシル)ー九Hープリンー六ーアミン(別名フルダラビン)、その塩類及びそれらの製剤
 百二十五 ブレオマイシン、その塩類及びそれらの製剤
 百二十六 ブレンツキシマブ ベドチン及びその製剤
 百二十七 五ーブロムーニーーデオキシウリジン(別名ブロクスウリジン)及びその製剤
 百二十八 Nー(四ープロモーニーフルオロフェニル)ー六ーメトキシー七ー〔(ーメチルピペリジンー四ーイル)メトキシ〕キナゾリンー四ーアミン(別名バンデタニブ)及びその製剤
 百二十九 ーヘキシルカルバモイルー五ーフルオロウラシル(別名カルモフル)及びその製剤
 百三十 ペグインターフェロンーアルファー2b及びその製剤(ただし、注射剤であって慢性C型肝炎又は慢性C型肝炎の進行による代償性肝硬変に用いられるものを除く。)
 百三十一 九ーベーターDーリボフラノシルー九Hープリンー六ーチオール及びその製剤
 百三十二 ベバシズマブ及びその製剤
 百三十三 ペプロマイシン、その塩類及びそれらの製剤
 百三十四 N⁴ーベヘノイルーーベーターDーアラビノフラノシルシトシン(別名エノシタビン)及びその製剤
 百三十五 ペルツズマブ及びその製剤
 百三十六 四ー〔ー(三・五・五・八・八ーペンタメチルー五・六・七・八ーテトラヒドロナフタレンーニール)エテニル〕安息香酸(別名ベキサロテン)及びその製剤
 百三十七 ポドフィル酸エチルヒドラジド(別名ミトポドジド)及びその製剤
 百三十八 ポドフィルム配糖体のベンジリデン化合物及びその製剤
 百三十九 ポリヘマトポルフィリン エーテル／エステル(別名ボルフィマーナトリウム)及びその製剤
 百四十 マイトマイシンC及びその製剤
 百四十一 三ーメチルー四ーオクソー三・四ージヒドロイミダゾ〔五・ーーd〕〔一・二・三・五〕テトラジンー八ーカルボキサミド(別名テモゾロミド)及びその製剤
 百四十二 メチル 六ー〔三ー(ニークロロエチル)ー三ーニトロソウレイド〕ー六ーデオキシーアルファーDーグルコピラノシド(別名ラニムスチン)及びその製剤
 百四十三 ニーメチルーNー〔四ーニトロー三ー(トリフルオロメチル)フェニル〕プロパンアミド(別名フルタミド)及びその製剤
 百四十四 四ーメチルーNー〔三ー(四ーメチルーHーイミダゾールーーーイル)ー五ー(トリフルオロメチル)フェニル〕ー三ー〔四ー(ピリジンー三ーイル)ピリミジンーニール〕アミノ〕ベンズアミド(別名ニロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
 百四十五 メチルビスー(ベータクロロエチル)ーアミンオキシド、その塩類及びそれらの製剤
 百四十六 メチルビスー(ベータクロロエチル)ーアミン(別名メクロルエタミン)、その塩類及びそれらの製剤
 百四十七 四ー(四ーメチルピペラジンーーイルメチル)ーNー〔四ーメチルー三ー(四ーピリジンー三ーイルピリミジンーニールアミノ)フェニル〕ベンズアミド(別名イマチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
 百四十八 Nーメチルーニー〔三ー〔(ーE)ーニー(ピリジンーニール)エテンーーーイル〕ーHーインダゾールー六ーイル〕スルファニル)ベンズアミド(別名アキシチニブ)及びその製剤
 百四十九 〔(ーR)ー三ーメチルーー〔(ニS)ー三ーフェニルーニー(ピラジンーニーカルボキサミド)プロパンアミド〕ブチル〕ボロン酸(別名ボルテゾミブ)及びその製剤
 百五十 六ーメルカプトプリン及びその製剤
 百五十一 モガムリズマブ及びその製剤
 百五十二 Nー〔(ニS)ーニー〔(モルホリンー四ーイルアセチル)アミノ〕ー四ーフェニルブタノイル〕ーLーロイシルーLーフェニルアラニンーNー〔(ニS)ー四ーメチルーー〔(ニR)ーニーメチルオキシランーニール〕ーーオクソペンタンーニール〕アミド(別名カルフィルゾミブ)及びその製剤
 百五十三 ラムシルマブ及びその製剤
 百五十四 リツキシマブ及びその製剤
 百五十五 (±)ーーアミノー九ーグアニジノーーーヒドロキシー四・九・ーニートリアザノナデカンーO・ー三ージオン(別名グスペリムス)、その塩類及びそれらの製剤

